

旅館業を始める方に

福山市内で旅館業（種類は「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の3つ）を営業しようとする場合は、旅館業法の規定により、福山市保健所長の許可が必要です。

旅館業法以外の法令による手続を要する場合がありますので、事前に関係機関と協議してください。

「建築基準法」、「消防法」、「都市計画法」、「食品衛生法」、「水質汚濁防止法」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「温泉法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「景観法」、「自然公園法」、「国際観光ホテル整備法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等

1 許可申請

施設の確認検査を営業開始14日程度前に行いますので、おおむね営業開始予定日の25日前までに申請してください。確認検査は、構造設備基準等を満たした状態で実施します。営業施設が「設置場所等の基準」及び「構造設備基準」に適合するよう、施設の設計・営業の準備を行ってください。

申請施設が風営関連営業施設に該当する場合がありますので、必ず事前に警察署に相談してください。

申請手数料（現金） 22,000円

【添付書類】

図面	◆平面図：各階のもの…寸法を記載 玄関帳場、玄関広間、食堂、厨房、入浴設備、洗面設備、便所、寝具の収納設備、客室（寝台、踏込・押入、窓等）を明示すること。 ◆配置図：敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの ◆入浴の用に供する湯水の給排水系統図（ボイラー、ろ過器、消毒設備等がある場合は、その仕様書（カタログ等）を含む。）…浴槽水を循環する場合は、循環系統が分かるもの ◆浴槽別循環系統一覧表（共同浴槽で循環使用する場合） ◆その他：立面図の添付が望ましい。
付近見取図	施設の敷地の周囲 100m 以内の状況が詳細にわかるものとし、最寄りの学校・公共施設・福祉関係施設等（旅館業法第3条第3項関係施設）からの距離を記入すること。
玄関帳場等の構造図等	◆正面図・側面図・断面図（矩計図） ◆玄関帳場に代替する設備を備える場合の説明資料（システムの概要図、体制図等）
定款又は寄付行為の写し	法人による申請の場合 （原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者印の押印があること）
登記事項証明書	法人による申請の場合…原本（3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
申立書	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗関連営業について、警察署から指導を受けた旨の書類
誓約書	当該施設の設置によって、当該地域における生活環境が害されることを理由に地域住民等から苦情及び問合せがあった場合に、誠意を持って当事者と話し合い、適切に対応することを誓約する旨の書類 ※別途、賃借物件等の建物で旅館業を営むことが禁止されていないことを確認する書類の提出が必要な場合がある。（別紙参照）
同意書	申請施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に、学校や公園などの施設がある場合に、保健所から関係機関に対して意見照会するため、その際に関係機関への資料提供に同意する旨の書類
警察等照会に係る同意書	保健所から警察等へ照会する際に必要な情報の提供に同意する旨の書類
消防法令適合通知書	各消防署により交付されたもの…原本は確認後、返却します。 （許可申請書の写し等を消防機関へ提出するため、申請手続き後に提出する。）
検査済証又は仮使用認定通知書	建築基準法の規定によるもの…原本は確認後、返却します。 （建築物の用途変更の手続きが不要の場合でも、旅館業として使用可能な用途であることを確認すること。区域・規模等により確認検査を必要としない場合がある。）
共同入浴設備に係る衛生管理運営要領	清掃・消毒、水質検査等の実施計画及び管理状況の記録方法等がわかるものを作成し、営業開始日までに提出すること。

2 利用基準

営業者は、次の事項を守ってください。

- ① 善良の風俗が害されるような文書、図面、その他の物件を営業施設に掲示し、又は備え付けないこと
- ② 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと

3 宿泊させる義務

営業者は次の場合を除いては、宿泊を拒めません。

- ① 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき
- ② 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき
- ③ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき
- ④ 宿泊施設に余裕がないとき

4 宿泊者名簿

営業者は、旅館業の施設又は営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の名前、住所、連絡先その他の事項を記載し、保健所職員等の要求があったときは、これを提出しなければなりません。

また、宿泊者名簿は3年間保存してください。

注1 団体宿泊の場合、代表者又は引率責任者において、当該団体の構成員の名前、住所等が確実に把握されていれば、当該代表者等に係る必要事項のほか、当該団体の名称、宿泊者の男女別人数等その構成を記載してもよい。（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合を除く。）

注2 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合、宿泊者名簿にその国籍及び旅券番号を記載し、併せて旅券の写しを保存（自動チェックイン機器等による電子的な保存を含む。）すること。

注3 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下1）又は2）のいずれかの要件に該当するICTを活用した方法等により行うこと。

1） ①宿泊しようとする者の顔及び旅券が鮮明な画像により確認でき、②当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。②の方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。

2） 営業者と宿泊しようとする者が名前、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報（以下「本人確認情報」という。）及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等（以下「事前共有情報」という。）を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができること。その際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること。この場合において、営業者は、宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問い合わせができるような設備や体制を確保すること。

5 その他

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

○ **変更届**…申請書等に記載した事項を変更した場合、**10日以内**に届出が必要です。

※ 営業者の変更、施設の移転、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規申請の扱いとなります。

【変更事項／添付書類】

営業者の名前	戸籍抄本等…原本は確認後、返却します。
営業者の住所	なし

営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所在地、代表者の名前	法人による申請の場合、変更履歴がわかる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…原本（3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
構造設備	変更前後の関係図面、消防法令適合通知書、建築確認証等（建築物の用途変更の手続きが不要の場合でも、旅館業として使用可能な用途であることを確認すること。）
警察等照会に係る同意書（法人代表者変更等の場合）	保健所から警察等へ照会する際に必要な情報の提供に同意する旨の書類

○ 廃止届・停止届…営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届出が必要です。

【添付書類】

営業を廃止した場合	許可指令書
-----------	-------

○ 承継承認申請（相続）…営業者が死亡し、相続人が相続により、営業者の地位を承継する場合は、被相続人の死亡後60日以内に承継の承認を受ける必要があります。

申請手数料（現金） 7,400円

【添付書類】

戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	◆戸籍謄本…相続人のすべてがわかるもの ◆法定相続情報一覧図の写し…不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
相続人全員の同意書	相続人が承継者本人のみの場合は不要
付近見取図	施設の敷地の周囲100m以内の状況が詳細にわかるものとし、最寄りの学校・公共施設・福祉関係施設等（旅館業法第3条第3項関係施設）からの距離を記入すること。
申立書	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗関連営業について、警察署から指導を受けた旨の書面
同意書	申請施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に、学校や公園などの施設がある場合に、保健所から関係機関に対して意見照会するため、その際の関係機関への資料提供に同意する旨の書類
警察等照会に係る同意書	保健所から警察等へ照会する際に必要な情報の提供に同意する旨の書類

○ 承継承認申請（合併・分割）…法人が合併又は分割により営業者の地位を承継する場合は、承継の承認を受ける必要があります。

申請手数料（現金） 7,400円

【添付書類】

営業者の地位を承継する法人の定款の写し	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人
付近見取図	施設の敷地の周囲 100m 以内の状況が詳細にわかるものとし、最寄りの学校・公共施設・福祉関係施設等（旅館業法第3条第3項関係施設）からの距離を記入すること。
申立書	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗関連営業について、警察署から指導を受けた旨の書面
同意書	申請施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に、学校や公園などの施設がある場合に、保健所から関係機関に対して意見照会するため、その際の関係機関への資料提供に同意する旨の書類
登記事項証明書	登記後に提出すること。

警察等照会に係る同意書	保健所から警察等へ照会する際に必要な情報の提供に同意する旨の書類
-------------	----------------------------------

○ **承継承認申請（譲渡）**…譲渡により営業者の地位を承継する場合は、承継の承認を受ける必要があります。

申請手数料（現金） 7,400円

【添付書類】

旅館業の譲渡を証する書類	譲渡契約書の写し等
営業の譲渡に係る申立書	承継前から構造設備等変更がないことを示した書類
営業者の地位を承継する法人の定款又は寄付行為の写し	譲受人が法人の場合
付近見取図	施設の敷地の周囲 100m 以内の状況が詳細にわかるものとし、最寄りの学校・公共施設・福祉関係施設等（旅館業法第3条第3項関係施設）からの距離を記入すること。
申立書	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗関連営業について、警察署から指導を受けた旨の書面
同意書	申請施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に、学校や公園などの施設がある場合に、保健所から関係機関に対して意見照会するため、その際の関係機関への資料提供に同意する旨の書類
登記事項証明書	譲受人が法人の場合…原本（3ヶ月以内のもの）は確認後、返却します。
警察等照会に係る同意書	保健所から警察等へ照会する際に必要な情報の提供に同意する旨の書類

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号

福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

電話 928-1165 FAX 928-1143